

## 平城宮跡第203次発掘調査

—推定第二次朝堂院東第三堂の調査—

現地説明会資料

1989年9月16日（土）

奈良国立文化財研究所 平城宮跡発掘調査部

### <はじめに>

奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部は、平城宮跡第203次調査として、推定第二次朝堂院東第三堂の発掘調査を行なっている。

調査面積は約1,900㎡で、調査は1989年6月5日に開始し、現在継続中である。

### <調査経過>

調査の第二次朝堂院地区は、その東半分について北から順次調査をおこなっており、これまで東第一堂（1984年）、東第二堂（1986年）を発掘し、規模、構造を明らかにした。また、朝堂院の朝庭部分には、3時期にわたる大嘗宮をはじめ多数の遺構もみつかっている。

今回の調査は、以上のような調査をうけて、①東第三堂の規模・構造、②第三堂に先行する下層建物の有無、③朝堂院東門の有無を確認することを目的とした。

### <調査地の地形>

調査地は、奈良山丘陵から南に延びる小さな尾根上に位置する。朝堂院は、南及び東に傾斜する旧地形を整地して建設されている。

### <検出した遺構>

#### A 奈良時代

##### 東第三堂（上層）

**基壇** 基壇は、これまで調査した朝堂に比べて残りは非常に良い。基壇は、粗い版築で築き、掘り込み地業は行なっていない。現状での高さ0.6-0.8mである。

**規模** 基壇上に残る礎石抜取穴や根石から身舎が7間、梁間2間（柱間は約3.9m-13尺等間。尺は天平尺<1尺=29.7cm>。）の南北棟で、基壇縁の痕跡からみて、これに四面に庇（柱間約3.0m-10尺）がつくことが推定できる。したがって、全体規模は9間×4間に復原できる。東第二堂（上層）との間隔は、柱位置間で約13.5m（45尺）である。

**階段** 階段は北面に1箇所、東及び西面に各2箇所に痕跡を残す。いずれも幅約3.9m、基壇からの出は1.8m（6尺）ほどである。

**小石敷と暗渠** 建物の外周は小石敷で、一部に瓦敷がある。基壇西縁から約3mの位置に内部に小石を詰め南北方向の暗渠（幅約0.6m）がある。

#### 東第三堂下層建物

**規模** 上記の建物の下層に検出された掘立柱建物で、南端から北へ10間分の柱穴（柱間各10尺）を確認している。柱穴はすべて柱抜取穴をともなっている。その全体規模は未確認であるが、東第二堂下層の建物から推定して、南北棟の西側筋にあたると考えられる。

**小石敷** 建物の外側に、小石敷がある。上層の小石敷にくらべて石は小粒である。

#### B 平安時代

東第三堂の廃絶後、基壇上に設けられた掘立柱建物および堀がある。

**建物** 5×2間の南北棟。柱間は桁行約2.7m（9尺）、梁間約3m（10尺）で、西側柱位置は、土壇が削平で失われたと思われる。

**堀** 東西に並ぶ柱穴4箇所を確認した。柱間は、2.7m（9尺）。

#### C 中、近世

基壇の西外方の土坑2基は中世に属す。他に、基壇周囲をめぐる近世以降の細溝などがある。

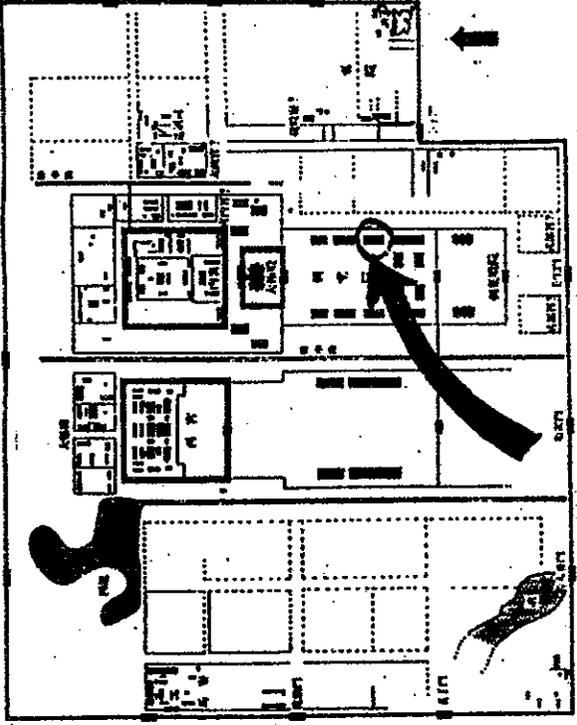
### <出土遺物>

瓦磚類が主で、ほかに少量の土器がある。瓦には丸・平瓦、軒丸瓦、軒平瓦、鬼瓦がある。軒瓦は、天平17年～天平勝宝年間（745-757）頃のものが多い。土器には少量の土師器、須恵器があり、基壇上の建物柱穴から平安時代初期の須恵器が出土している。

### <まとめ>

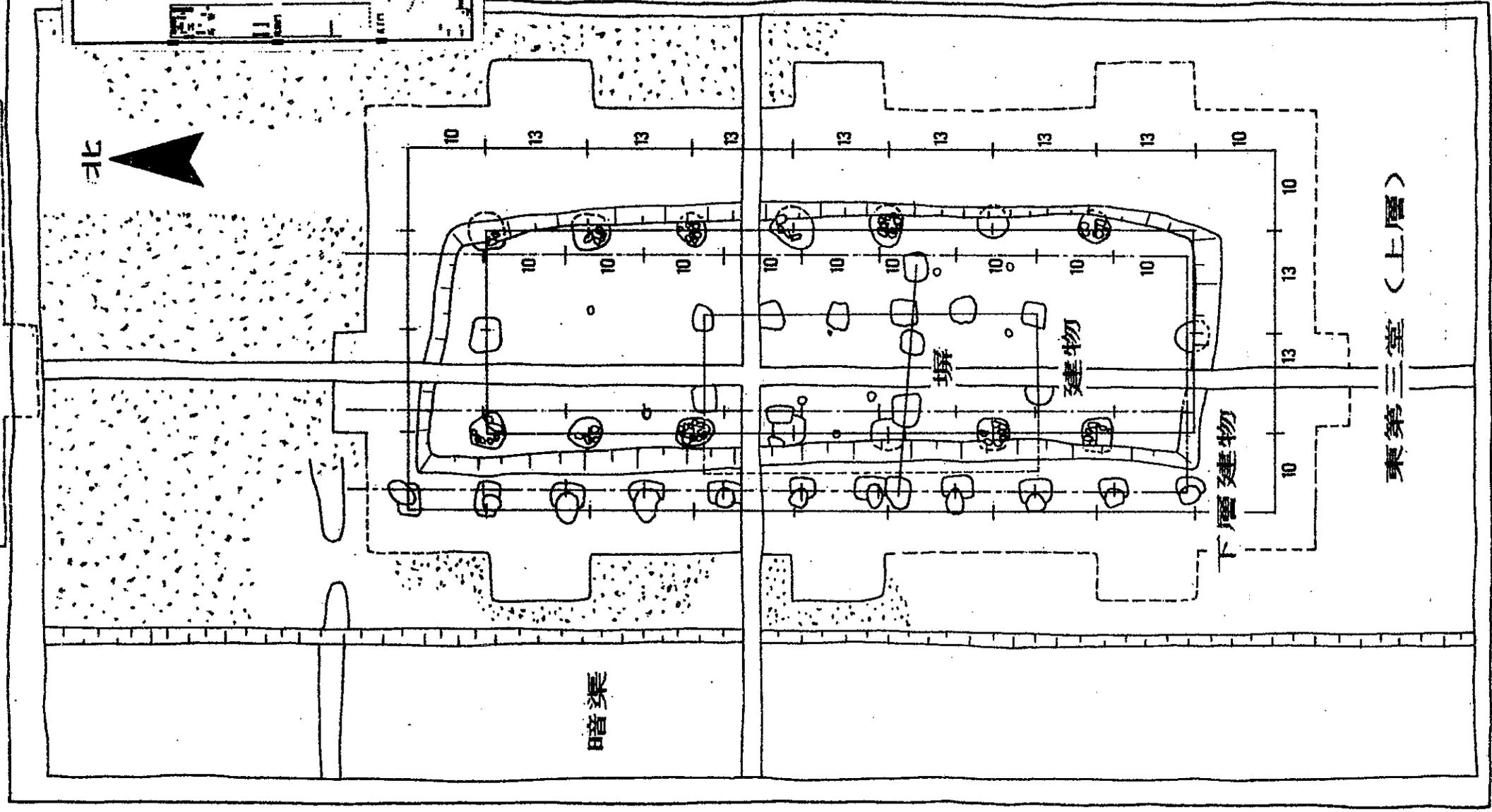
今回の調査成果をまとめれば以下になるよう。

1. 東第三堂（上層）の規模が判明した。
  - (1) 東第二堂（上層）と同一規模である。
  - (2) 北、西面の他に新たに東面にも階段の存在を確認した。
2. 今回の調査でも、東第一堂、東第二堂の場合と同様、下層に掘立柱建物を検出した。
  - (1) その全体規模は、未確認だが、東第二堂下層建物と柱筋をそろえており、同一規模の可能性はある。
  - (2) 上層朝堂は、下層建物と密接な関係をもって計画されていることがわかってきた。東第三堂の場合は、上層身舎南端の柱位置を、下層建物の南妻にあわせているようである。
3. この地区には、上層の十二堂院と同様の配置をとる建物群が存在する可能性が、いっそう高まった。



調査位置

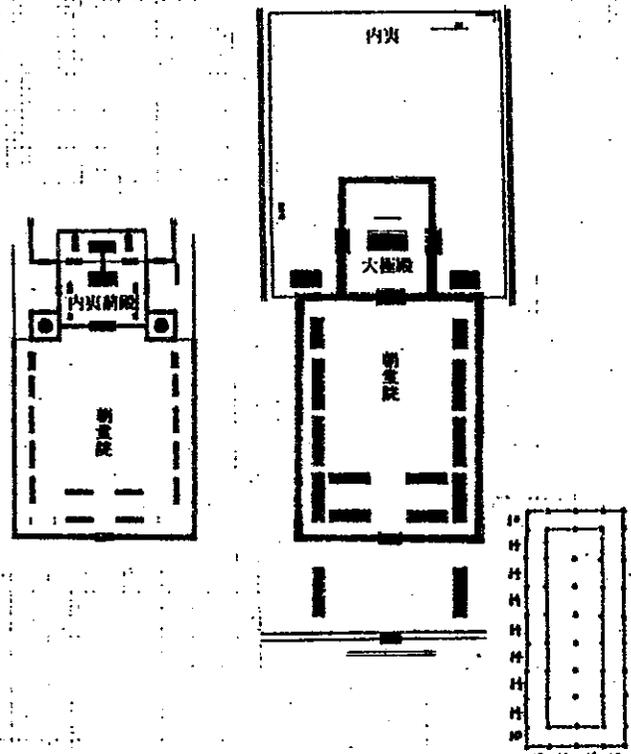
北



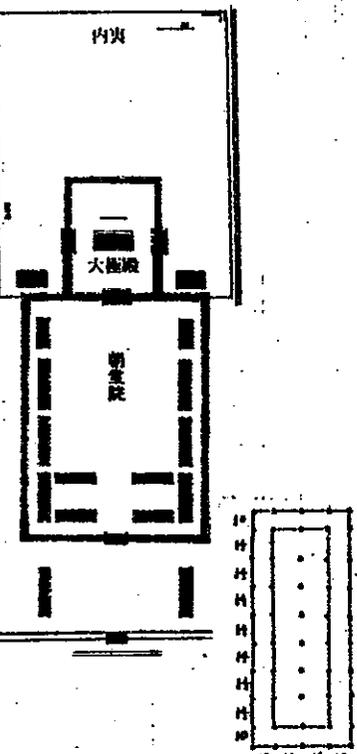
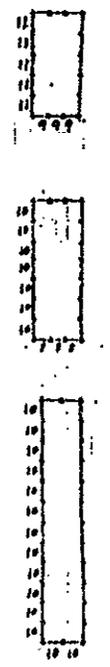
東第三堂発掘遺構図

第一堂～第三堂の比較 (模式図)

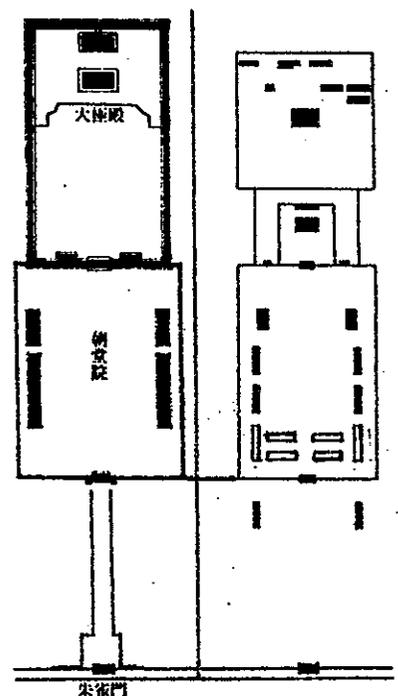
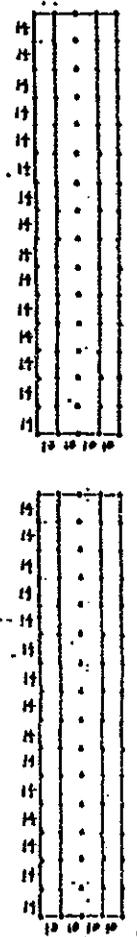
No.3



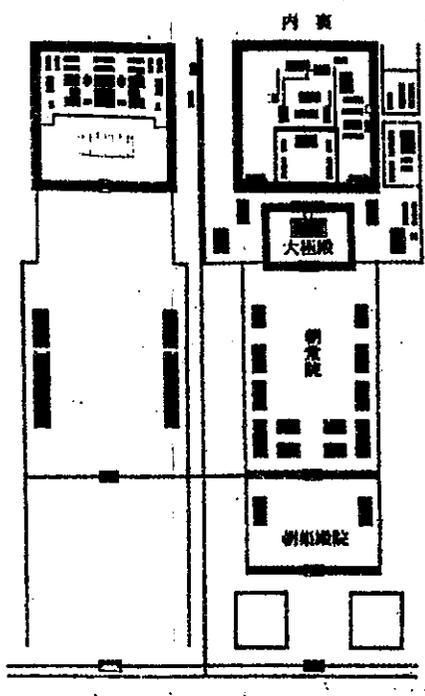
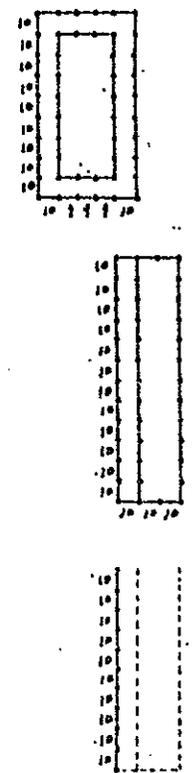
前期難波宮 (652?~686)



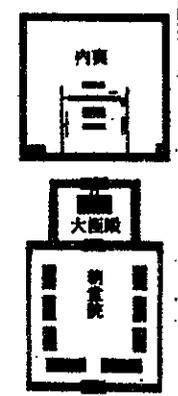
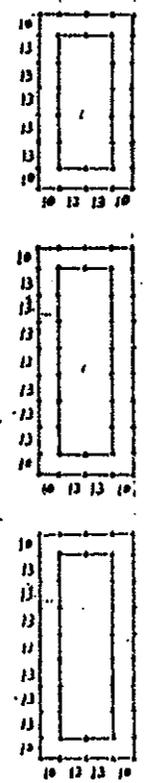
藤原宮 (694~710)



平城宮 (8世紀前半)



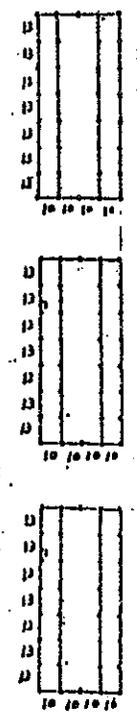
平城宮 (8世紀後半)



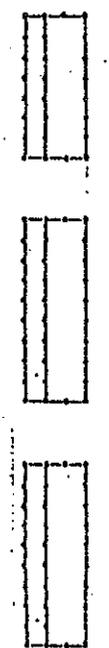
後期難波宮 (723~784)



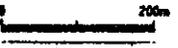
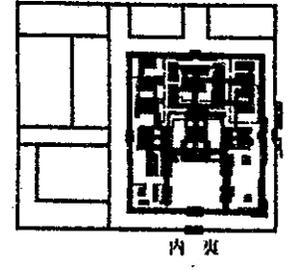
長岡宮 (784~794)



平安宮 (794~?)



(寸法不明)



### 奈良時代初期の朝堂関係史料 (抜粋)

(713)  
 ①和銅六年十一月十六日官宣に称く、親王・太政大臣朝堂に出入するときは、式部下座のことを告知せよ。それ左右大臣は動座、五位以上は床下に降り立ち、余は座下に跪づけ。座に就き、及び門より出で訖らば、ともに復座せよ。  
 (日本三代実録 元慶八年五月二九日条)

②天皇、親朝に御す。大隅・薩摩二国の華人等、風俗の歌唄を奏す。位を授け祿を賜うことおのおの差あり。  
 (続日本紀 養老元年四月甲午条)

③太政官処分、舍人親王朝堂に参入するの時、諸司これがために座を下ることなかれ。  
 (続日本紀 天平元年四月癸亥条)

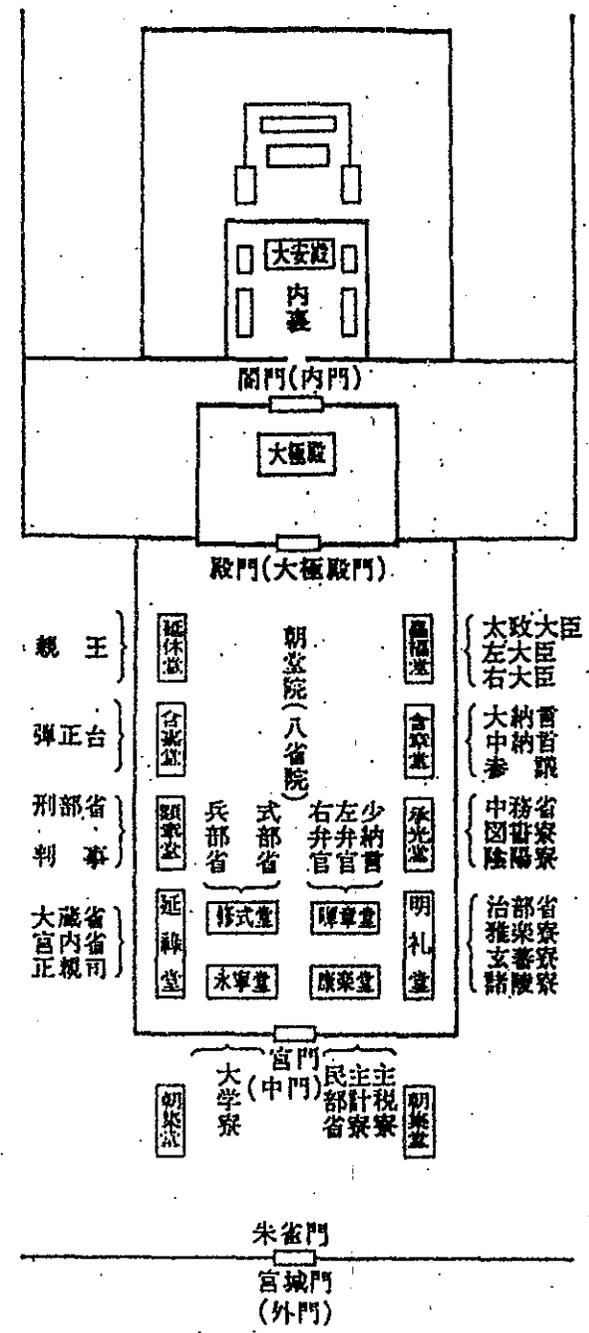
(参考)

①群鳥、朝堂院東殿に集まりて、座茵を啄刺す。  
 (日本後紀 大同三年一〇月庚午条)

②又或いは云わく、朝参儀式、五位以上は東西殿前に列し、弁官は辨官殿前に列し、六位以下は式部辨官殿の後ろに列するなり。〈釈に在り〉。  
 (令集解 儀制令文武官条)  
 釈=令釈：養老令の註釈書の一つ、長岡京の時代に成立

### 関係年表

- 708(和銅 1) 平城に都を移すことを決める。和同開珎を発行
- 710(和銅 3) 平城京に都を移す
- 721(養老 5) 平城宮を改修
- 724(神龜 1) 聖武天皇即位
- 729(天平 1) 長屋王の変起こる
- 737(天平 9) 藤原房前ら四兄弟相次いで没す
- 740(天平12) 藤原広嗣の乱起こる。恭仁京へ都を移す。この時平城宮の大極殿・回廊を移築する
- 742(天平14) 紫香楽宮を作る
- 744(天平16) 難波京を都とする
- 745(天平17) 都を平城京に戻す
- 784(延暦 3) 長岡京に都を移す



内裏・朝堂院概念図